

## 一般社団法人日本内視鏡外科学会 評議員選出規則

### 第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という。）定款12条の規定に基づき、この法人の評議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（評議員となる者の資格）

評議員となる者は以下各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満67歳未満の正会員であること
- (2) 評議員となることを申請する時点で、この法人に連続7年以上会員として所属していること。但し、この法人が成立する以前に権利能力なき社団として存在していた日本内視鏡外科学会に所属していた者については上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (3) 会費に未納がないこと。
- (4) この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。
- (5) 日本内視鏡外科学会総会において、直近7年のうち、4回以上の参加実績を有すること（総会参加証明書を提出すること）。

### 第3条（応募）

評議員となることを申請する者は、別紙「評議員申請について」及び同「日本内視鏡外科学会評議員申請書」に所定の事項を記入し、3名の評議員（但し、同一施設からは、2名までとする）の推薦書面を得て、事務局に提出する。

### 第4条（選考）

- 1 前条の応募に基づき評議員選考委員会は第2条に定める要件を審査し、その結果および評議員としての適格性に関する意見（以下答申という）を書面をもって理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。
- 3 前項による理事会の審議において承認を得た者はその日の属する事業年度の翌事業年度から評議員に就任する。但し、この法人設立初年度の評議員については前項による理事会の審議において承認を得た日から就任する。

### 第5条（会費）

評議員の会費は、この法人の会費に関する規則第2条第1号但書による。

### 第6条（補則）

この規則の変更は理事会の決議を経て社員総会の決議をもってする。

### 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

### 改正履歴

平成29年12月7日

2017年12月7日

会員各位

日本内視鏡外科学会

### 評議員申請について (改定)

評議員会はこの法人の社員総会を構成する重要な機関です。評議員は評議員選考委員会、理事会の決議をもって選出されます。評議員となろうとする正会員は、下記をご参照いただき、「申請書」「業績目録」を下記注意事項の通りにご作成いただき、必ず簡易書留郵便にてご提出下さい。

#### <申請書作成上の注意>

1. 「申請書」と「業績目録」は、日本内視鏡外科学会ホームページよりダウンロードの上、A4判紙にて提出して下さい。推薦者署名欄以外は手書き不可(指定欄以外が手書きの申請書は受理しません)とします。また、フォントサイズは9ポイント以上とします。

2. 「業績目録」は必ずご記入下さい。但し、内視鏡外科に関する論文※1,2 5編以上(筆頭論文1編以上を含む)とします。(別刷又は論文のコピーを必ず添付すること)

※1 例えば内視鏡的粘膜切除術(EMR)は認められないが、経肛門的内視鏡下マイクロサージェリー(TEM)は認められる。

※2 選考では、日本内視鏡外科学会雑誌もしくはAsian Journal of Endoscopic Surgeryの論文(筆頭でも共著でも可)をどちらか必ず1編含めるものとする。他科領域では、その領域における機関誌を優先する。

※3 筆頭・共著を含めピアレビューの証明がある雑誌を基準とします。また、病院雑誌・地方会誌は含めません。

3. 提出は必ず簡易書留郵便でお願いいたします。また簡易書留の控伝票は選考結果が公表されるまで必ずご保管下さい。簡易書留郵便でお送りいただかなかった場合、また簡易書留の控伝票を紛失された場合、未着事故の責任は負いかねます。

#### <提出期限>

提出期限は6月30日までとします(締切日の消印有効)。

#### <評議員申請資格>

本学会評議員選出規則第2条により、満67歳未満の正会員で、評議員に応募する時点で連続7年以上の会員歴を有し、会費を完納していること、また、日本内視鏡外科学会総会への直近7年のうち4回以上の参加実績が必要です(学会参加証明書を提出すること)

所定の用紙に本会の目的に沿った研究実績を記入し、3名の評議員および名誉理事長・名誉会長・名誉会員・特別会員・監事(但し、同一施設・同一診療科からは、2名までとする)の推薦を添え提出した者となります。

#### <評議員会費>

評議員会費は20,000円です。既に正会員会費12,000円をお納めいただいている場合は差額の8,000円をご請求いたします。

#### <申請書送付先>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル

日本コンベンションサービス株式会社 内

日本内視鏡外科学会事務局

TEL : 03-3503-5917 E-mail : info-jses@convention.co.jp